

(様式) 第3次提案募集に係る検討要請回答への提案主体からの意見に対する回答

管理コード	110020
規制の特例事項名	地方拠点法に定める「産業業務施設」の業種規制の緩和
意見提出者名	山形県
意見の要点	<p>「地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律」は、規制法ではなく支援法であり、対象施設に特例的に「工場」を追加することは追加的な財政措置につながるという回答であるが、条文上は「工場」を除くと明文化されており実質的な規制と解される。</p> <p>追加的財政負担については、エリアを米沢市のオフィスアルカディアに限定して適用することを想定しており、実質的・追加的な財政負担を伴うものではないと考えられる。さらには、同法によって産業立地が実際には進んでいない現状を考えると、地域経済の活性化のためには、「現実的かつ実効的」な施策として、同法の産業業務施設の業種範囲を緩和し、工場施設まで拡充することが必要であると考えます。</p>
意見に対する回答	<p>「地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律」は、産業業務施設の再配置を促進することを目的として、工場以外の産業業務施設を対象として支援措置を講じているものである。本法においては、工場の立地を規制している措置は存在しない。</p> <p>また、産業業務施設に特例で工場を追加することは、産業業務施設に対する財政支援措置の対象の拡大につながり、従来型の財政措置を要望するものであり、特区としての対応は不可能である。</p>
担当省庁名	経済産業省

(様式) 第3次提案募集に係る検討要請回答への提案主体からの意見に対する回答

管理コード	110030
規制の特例事項名	指定引取場所のない離島における家庭用機器の処理
意見提出者名	名瀬市、大和村、宇検村、住用村、龍郷町、笠利町、瀬戸内町
意見の要点	住民から排出される全ての廃家電の再資源化等を行うにあたり、市町村の回収のみではなく、小売業者が引き取った廃家電を同法第10条の規定によらず、市町村が従来から行っている粗大ごみ等処理業務により回収し再資源化等を行うことが法的に問題なく実施できるのか。
意見に対する回答	特定家庭用機器再商品化法は、従来は市町村が行っていた廃家電4品目の処理について、拡大生産者責任の考え方に沿って、民間活力を活用し、回収は小売業者が行い、再資源化等は製造業者等が行う体制に改めるべく制定したものである。市町村による回収は、小売業者による回収が困難な場合に、これを補完するものとして例外的に位置付けられている。したがって、小売業者によって回収されたものを市町村の処理に戻すことは、制度構築の趣旨そのものを否定するものであるから、そのような取扱いを認めることは出来ない。なお、奄美大島においては、従来、他の地域に比べて収集運搬料金が割高であったが、平成14年6月、国及び鹿児島県の支援の下、鹿児島から商品を搬入している業者の帰便トラックを活用した収集運搬体制が整備され、この結果、従来の半額程度でほぼ本土並の収集運搬料金が実現しているところ。
担当省庁名	経済産業省

(様式) 第3次提案募集に係る検討要請回答への提案主体からの意見に対する回答

管理コード	110080
規制の特例事項名	特許の出願手続きの簡素化
意見提出者名	東京都
意見の要点	<p>・バイオ・ゲノム先端産業は開発スピードが著しく、特許申請に時間が掛かることは大きなブレーキとなっている。</p> <p>・論文等でも特許請求の範囲を明確に記述するならば、特許出願は可能で受理されることを要望。</p> <p>・論文等による出願において、仮出願として出願し、その後特許請求の範囲を明確にするを可能にすることを要望。</p>
意見に対する回答	<p>論文等であっても、特許法等所定の要件・様式を満たしているものであれば、特許出願は可能であり受理されます。ただし、要望のような特例措置により、権利範囲を示す「特許請求の範囲」欄の記載の包含する技術的事項が不明確なまま、先願の地位を与えることは、法的安定性を害することになり、出願として受理できません。また、特許請求の範囲に記載された技術内容が、特定の技術分野のみで構成され、もしくは特区の地域の範囲内のみで発明されたか否かを明確にすることは困難と考えられます。</p> <p>同様に、権利範囲を示す「特許請求の範囲」欄の記載の包含する技術的事項が不明確なまま、先願の地位を与えることは、法的安定性を害することになり、仮出願としても受理できません。なお、特許法には、今回の提案のような出願人の方々のニーズに対応した「国内優先権制度」があり、同制度の活用によって、自己の国内出願を出発点として一年以内にその後の改良発明や研究開発の成果を取り込み、より完全な内容の出願へと発展させ、乗り換えることが可能であり、同制度の有効活用が望まれます。</p>
担当省庁名	経済産業省